破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６３４号
大阪府高槻市如是町44番２号
債務者　上村　洋子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９０号
大阪府東大阪市花園西町１丁目12番12号
債務者　島本　勝宏
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１８号
大阪市此花区島屋２丁目９番47―505号
債務者　福元　信介
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４４号
大阪市西成区天下茶屋１丁目８番16号シティプラザ花園　201号、前住所大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目１番27号　デュエルハイムオギノ101
債務者　堀川　正義
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５６号
大阪市平野区加美北８丁目７番３―204号、前住所大阪市平野区加美北９丁目15番17号
債務者　山口　健二
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３８号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　重臺　高文
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４７号
大阪市大正区三軒家東２丁目２番23―704号
債務者　馬場　輝行
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４８号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目16番５―502号
債務者　松谷　直子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５５号
大阪市鶴見区諸口２丁目12番３―306号
債務者　近藤　文男
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５６号
大阪市西淀川区福町２丁目20番18号
債務者　近藤　直美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８号
山形市小白川町４丁目２番32号　クレール・アイＧ　103号
債務者　佐藤　勇二
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
山形県上山市北町２丁目４番17号
債務者　井上　清志
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
山形県上山市北町２丁目４番17号
債務者　井上喜美子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
山形県天童市北久野本２丁目11番17―１号　べにばなハイツ　101号、前住所山形県天童市泉町１丁目７番11号　丸好コーポ李田203号
債務者　山内さゆみ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２１号
愛知県津島市中一色町字上山58番地８、従前の住所愛知県愛西市大井町宮新田１番地17
債務者　戸田　温子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７８号
埼玉県川口市安行出羽１丁目13番６号　ガーデンハイム203、旧住所埼玉県川口市元郷６丁目10番３号　メゾンスクエア103号
債務者　伊林　有香
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係